

社会福祉法人礼和会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人礼和会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員及び評議員に対して報酬を支給する。

2 理事長の報酬の額は、1ヵ月当たり 60万円とする。

3 理事の報酬の額は、理事会1回当たり 1万円（税引き後）とする。

4 監事の報酬の額は、理事会1回当たり 2万円（税引き後）とする。

5 評議員の報酬の額は、評議員会1回当たり 1万円（税引き後）とする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が、理事会・評議員会またはその他の会議に出席するため、かかつた費用あるいは法人が必要とした文書の費用に対して、費用弁償をもってこれにあたる。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年6月24日から施行する。